

【令和7年3月までの確認申請等取扱いについて】

お客様各位

20250101

平素当社の確認検査業務をご利用頂き誠にありがとうございます。

本年4月1日施行の改正建築基準法への切り替えに向けて弊社の確認申請等について以下のとおり目安をお示ししますので、何卒ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

株式会社湘南建築センター

◆令和7年3月31日までに着工予定ご希望の建築物について

申請区分	建築物の区分	引受締切予定日	備考
新規確認 本申請	一戸建ての住宅		
	①特例対象建築物（型式または四号）	令和7年2月28日（金）	
	②上記以外（木造3階建など*）	令和7年2月14日（金）	*構造計算伴う計画
	その他		
一戸建ての住宅以外の建築物につきましては、用途、構造、規模その他により審査時間が異なるため、構造適判、省エネ適判とも適合通知書のご提出を含めて着工時期のご希望に係わらず、所要の審査期間と消防同意期間を要します。			
新規確認 事前申請	一戸建ての住宅		
	①特例対象建築物（型式または四号）	①②とも上記引受締切日までに本申請に切り替え終了した場合のみ上記読み替え適用	
	②上記以外（木造3階建など）		
	その他		
構造適判、省エネ適判とも適合通知書その他確認済証交付に要する書面提出を終了し、2月28日（金）までに本申請切替え終了したものは消防同意発送します。			

- 注記：
 1、上記は今年度内交付をお約束するものではありませんことご了承願います。
 2、確認申請が集中した場合は上記予定日を繰り上げる場合が御座います。

◇令和7年4月1日以降に着工予定の事前申請について

改正建築基準法施行後に着工される新基準適用建築物の事前申請につきましては、次の取扱いとさせていただきますのでご理解の程宜しくお願い申し上げます。

お預かり開始日	主な対象建築物	備考
令和7年3月3日（月）	主に現行四号から改正後の二号建築物に移行する木造2階建一戸建ての住宅等を想定しておりますため、その他建築物は順次対応させていただきます。	構造規定（仕様規定、構造計算）及び省エネ基準適合（仕様基準、性能基準）の審査が可能な図書添付（設計評価申請等含む）必須

- 注記：
 1、改正後の新審査基準適用する確認申請は4月1日まで本申請お引受け出来ません。
 2、確認申請書の新様式は2月中旬頃にHP掲載予定ですのでご利用下さい。
 3、住宅の省エネは・仕様基準（適判対象外）、・設計評価・長期（適判免除）又は・適合判定、の利用区分により審査全体の所要日数等が異なります。
 4、3/31以前に確認済証交付済みの計画変更確認事前についても同様です。
 5、4/1以降の本申請切替、消防同意発送は通常よりお時間を頂く見込みです。